



Title	上海博物館蔵戦国楚竹書の特異性：『君人者何必安哉（甲本・乙本）』を中心に
Author(s)	福田, 哲之
Citation	中国研究集刊. 2010, 50, p. 228-247
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60888
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

上海博物館藏戰國楚竹書の特異性

——『君人者何必安哉（甲本・乙本）』を中心に——

福田 哲之

一、上博楚簡の二つの特色

上海博物館藏戰國楚竹書（以下、上博楚簡と略記）は、上海博物館が一九九四年に香港の文物市場より購入した戦国楚簡の総称である。二〇〇一年に、全九冊からなる報告書の第一分冊にあたる馬承源主編『上海博物館藏戰國楚竹書（一）』（上海古籍出版社）が刊行され、現在、第七分冊までが刊行されている。そこに収録されたおよそ四十篇余りにのぼる竹簡の書籍は、思想・歴史・文学などの多方面におよび、仮にこれらの書籍が同一楚墓の副葬品であつたとすれば、墓主は楚の学芸においてかなり重要な位置にある人物だつたのではないかと想像される。このように報告書の刊行の進展にともない、上博楚

簡という資料群の性格が徐々に浮かび上がってきたわけであるが、ここで注目されるのは、第六分冊および第七分冊の刊行によつて（注1）、以下のごとき二つの新たな特色が見いだされた点である。

第一は、同じ内容をもつ二種のテキストからなる資料群（以下、Aグループと仮称）の存在である。具体的には以下の四組が挙げられる（注2）。

Aグループ

『天子建州（甲本・乙本）』（第六分冊所収）

『鄭子家喪（甲本・乙本）』（第七分冊所収）

『君人者何必安哉（甲本・乙本）』（第七分冊所収）

『凡物流形（甲本・乙本）』（第七分冊所収）

同じ内容をもつ複数のテキストが出土した例としては、これまでも馬王堆漢墓帛書の『老子』甲本・乙本があり、さらに同類の内容をもつ例として、馬王堆漢墓帛書の『陰陽五行』甲篇・乙篇、『刑德』甲本・乙本・丙本、睡虎地秦簡の『日書』甲種・乙種、放馬灘秦簡の『日書』甲種・乙種などが知られている。しかし、これらと先に挙げたAグループの四組との間には明瞭な相違が認められる。

まず馬王堆漢墓帛書『老子』甲本・乙本については、避諱字や字体の分析から甲本が高祖期（前二〇六～前一九五）、乙本は恵帝即位後（前一九四）から文帝即位前（前一八〇）の書写と推定され、甲本には卷後古佚書四種（『五行』『九主』『明君』『德聖』）、乙本には卷前古佚書四種（『經法』『十六經』『称』『道原』）が附載されていて、書写年代と来源とを異にする別個のテキストと見なされる。次に、馬王堆漢墓帛書『陰陽五行』甲篇・乙篇、『刑德』甲本・乙本・丙本および睡虎地秦簡『日書』甲種・乙種、放馬灘秦簡『日書』甲種・乙種の場合は、いずれも方位・四時・月令・星宿・擇月などの占驗と吉凶の記録からなる、吉凶時日選択にかかわる数術書であり、その実用性のゆえに、目的に応じて類似の内容をもつ複数

のテキストが作成されたものと推測される。

これに対してAグループの四組は、純粹に同じ内容をもつ二種のテキストという関係であり、しかも本文や字体の分析から、各組の甲乙両本はそれぞれきわめて近い系譜関係にあることが知られる。また内容面においても、札に関する雑録、楚王の故事、問答形式の思想書といった性格の書籍であり、『日書』などの数術書のように、複数のテキストが存在しなければならぬ必然性は認められない。管見によれば、このような同一内容をもつ二種のテキストが複数組存在する例は他の墓葬簡には見いだされず、今のところ上博楚簡独自の特色と見なし得るようである（注3）。

特色の第二は、稚拙性を帯びた字体をもつ資料群（以下、Bグループと仮称）の存在である。本稿では便宜上、これらを特殊字体簡と称しておきたい。書写された文字に対する巧拙の判断は、主観に左右される部分が多く、稚拙性という観点を字体分析に導入することには抵抗があろう。しかしここにいう稚拙性とは、芸術性にかかわるような微妙な差異の問題ではなく、ある程度、客観的に判別し得るものを指す。その観点として以下の四項目が挙げられる。

(一) 文字の大きさが揃いでまとまりがない。

(二) 点画の長さや方向が一定しない。

(三) 線の太さにムラがあり、ところどころに柔弱な線がまじる。

(四) 字間が不規則で一定しない。

このうち(一)～(三)は、文字様式にかかわる観点である。書き手の様式がいまだ確立していない段階では、文字の大きさ・点画の長短や方向・線の太さなどが不安定で、文字のところどころに構成上の破綻が生じる。こうした状況は主として、文字や書法に習熟していない書き手に多く見られ、一定の修練をへて様式が確立した書き手の文字は、安定して破綻が少ない。また(四)に掲げた字間は、整写された竹簡か否かを判別する上で重要な観点であり、文字書写の習熟度と字間の均一度との間には、一定の相関性が認められる。これらの観点によって抽出される特殊字体簡に属するテキストは、以下の六種である。

Bグループ

『平王与王子木』(第六分冊所収)

『慎子曰恭儉』(第六分冊所収)

『用曰』(第六分冊所収)

『天子建州(乙本)』(第六分冊所収)

『君人者何必安哉(甲本・乙本)』(第七分冊所収)

『凡物流形(甲本)』(第七分冊所収)

なお、特殊字体簡の特色を明らかにするために、Bグループの中から取りあえず『用曰』、『天子建州(乙本)』、『凡物流形(甲本)』の図版を掲げ(末尾「図1」参照)、あわせて習熟した書き手によると見られる整写簡の例として『容成氏』、『互先』、『曹沫之陳』の図版を掲げておく(末尾「図2」参照)。

管見によれば、上博楚簡以外の墓葬簡は、それぞれに書風を異にするが、いずれも習熟した書き手を思わせる均齊な字体で書写されており、Bグループのような稚拙性を帯びた特殊字体簡は見いだされない。ただし、ここで注目されるのは、敦煌漢簡や居延漢簡のような辺境のフィールドから出土した漢簡のなかに、いくつかの類例が見いだされる点である。これらはいずれも官吏の手習いとおぼしき習書に属するものであり、特殊字体簡の性格を考察する上に貴重な示唆を与える。

さらに留意すべきは、BグループのなかにAグループの四種のうちの『鄭子家喪』を除く三種(『天子建州(乙

本』『凡物流形(甲本)』『君人者何必安哉(甲・乙本)』が含まれており、両グループの間に密接な関係が予想される点である。

それではこうしたA・B両グループの特色を、どのように解釈すればよいであろうか。上述の諸点を踏まえ、筆者は以下のような仮説を提起したい。

Aグループに属する同じ内容をもった二種のテキストの存在は、教学の場における特殊な事例であり、その多くを含むBグループの特殊字体簡は、文字や書法に十分に習熟していない書き手による、習書的な性格をもったテキストである。

次章以降では、この仮説の検証作業の一環として、A・B両グループに属する『君人者何必安哉(甲・乙本)』を中心に検討を加えてみよう(注4)。

二、『君人者何必安哉(甲本・乙本)』の比較分析

『君人者何必安哉』は、楚の昭王に対する老臣范乗の諫言からなり、昭王の三つの短所を指摘し、人の君たるものとしての心構えを説くという内容をもつ。『昭王毀

室・昭王与龔之脾』『東大王泊旱』『莊王既成・申公臣靈王』『平王問鄭壽・平王与王子木』『鄭子家喪』などと同様、楚の王室にかかわる楚王故事に属し、楚で成立した現地性文献と見なされる。本章では『君人者何必安哉(甲本)』(以下、甲本と略記)と『君人者何必安哉(乙本)』(以下、乙本と略記)との比較分析を試み、両者の関係やテキストとしての性格について考察を加えてみたい。

まず両者の共通性に注目してみよう。はじめに竹簡の形制面では、左図に示したように、甲乙両本は簡長・契口距離がほぼ一致し、竹簡の枚数も同数(九枚)からなり、緊密な共通性を示す。すなわち両本は、同形式・同枚数の竹簡に書写された同じ内容をもつ二種のテキストという関係にあり、同一の冊書であつた可能性も考慮される。

次に本文・字体を見てみよう。両者が本文・字体の両面において密接な共通性をもつことは、『上海博物館藏戰国楚竹書(七)』に附載された『君人者何必安哉』甲本・乙本字形対照表¹⁾からも容易に看取される。ここでは参考までに具体的な数値を示しておく。

『君人者何必安哉』の総字数は、竹簡に残缺のない甲本によれば、二百四十一字(便宜上、合文は二字として計数)である。これに対して、乙本は二百三十七字であ

甲本 簡長 33.2 ～ 33.9 センチ・簡寛 0.6 センチ・厚約 0.12 センチ・簡端平頭・両道編縄

第一契口

第二契口

8.2 ～ 9.2

15.5 ～ 16.7

8.3 ～ 8.6

乙本 簡長 33.5 ～ 33.7 センチ・簡寛 0.6 センチ・厚約 0.12 センチ・簡端平頭・両道編縄

第一契口

第二契口

9.1 ～ 9.2

16.1 ～ 16.7

8.2 ～ 8.3

るが、この差異は、簡5上端部の二字分と簡7上端部の二字分との計四字分の缺損に起因するものであり、甲乙両本はもともと同字数のテキストであったことが確認される。

比較可能な二百三十七字のうち、本文（文字）の異同は一字（簡5・甲本「之」―乙本「先」）であり、後述のごとく形体上の類似による誤写と見なされる。

字体上の異同についてみると、先の二百三十七字から、竹簡の損傷や文字の薄れなどにより文字の一部が不明で全体を把握したい六字と、装飾的に添加される円点や短横の有無のような個人の書写習慣の影響が考慮される十五字との計二十一字を除いた二百十六字のうち、字体

がほぼ完全に一致するものは一七四字、およそ八十パーセントにのぼる。

これらの数値によつて、甲乙両本がきわめて近い関係にあることがあらためて確認されるが、ここで両者の緊密な関係を示す具体例を挙げておこう（末尾「図3」参照）。

これらはいずれも、甲乙両本が他の戦国楚簡には見いだしがたい異体字を共有する例である。「常用体」欄の「楽」「者」については、甲乙両本の他の箇所に見える楚簡習見の字形を掲げ、「珪」については用例が一例のみであることから、取りあえず『魯邦大旱』簡2の例を掲げた。各文字の特異点を個別に指摘すると以下の通りであ

る。

- ・「樂」……上部中央を「幺」に作る。
- ・「者」……上部を「V」に作る。
- ・「珪」……右旁「圭」の下部を「干」に作る。

このような複数におよぶ異体字の共有は決して偶然に生じ得るものではなく、甲乙兩本の緊密な関係を具体的に示すものと考えられる。それでは両者はどのような系譜関係にあるのであろうか。次章ではこの点についてさらに検討を進めてみよう。

三、『君人者何必安哉(甲本・乙本)』の系譜関係(一)

前章で指摘した甲乙兩本に認められる緊密な共通性を踏まえれば、両者の系譜関係として、まず次の(Ⅰ)または(Ⅱ)に示すような直系の親子関係が想定されよう。



そこで注目すべきは本文(文字)の異同である。上述

のとおり甲乙兩本の間には、以下のような一字の異同が認められる(末尾「図4」参照)。

「原文」

- ・州徒之樂而天下莫不語之王之所以爲目觀也……甲本
 - ・州徒之樂而天下莫不語先王之所以爲目觀也……乙本
- 〔訓読〕
- ・州徒の樂は、而ち天下之を語らざる莫く、王の目觀を爲す所以なり……甲本
 - ・州徒の樂は、而ち天下語らざる莫く、先王の目觀を爲す所以なり……乙本

整理者の濮茅左氏は乙本の「釈文考釈」のなかで、「先」屬抄誤、本篇甲本作「之」と述べて乙本の「先」を誤写と見るが、復旦大学出土文献与古文字研究中心研究読書会(《上博七・君人者何必安哉》校読)^(注5)が「此處甲本作『之』、乙本作『先』。甲本『之』是乙本『先』之誤」と指摘するように、むしろ乙本の「先」が原文であり、甲本の「之」は「先」の上部との形体上の類似によって生じた誤写と見なすべきである。「先」が原文であることは、後文に「先王爲此、人謂之安邦、謂之利民」と続く点や、単独での「王」は「王乃出而見之。王曰、：

：「のように地の文のみに用いられ、范乗の他の発言中ではもっぱら「君王」が用いられるという、称呼の使い分けからも明らかである。

仮に前掲の系譜（Ⅰ）のように甲本が乙本の親本であるとすれば、乙本は甲本の誤文「之」を継承するはずであり、乙本が原文「先」に作ることは（Ⅰ）に対する反証と見なされる。

また甲本には、訛体とは断定し得ないものの、他の楚簡にはあまり例を見ない異体字が見いだされる（末尾「圖5」参照）。これらはいずれも乙本では楚簡習見の形体で書写されており、甲本との直接的な交渉をうかがわせる形跡は認められない。

次に合文に注目してみよう。濮茅左氏の「説明」には甲本は「合文四」とあるが、これは簡3「珪」（珪玉）、「簡5「^𠂔（之所）」、簡8「^𠂔（七十）」の他に簡4の「^𠂔（一人）」を含めた数と見なされる。確かに甲本では「^𠂔」と「人」との両字が密着して合文の形態を示すが、他の三例に共通する合文符号「^𠂔」が付されていない点が注意される。上博楚簡に限らず戦国楚簡における合文の表記は、右下に合文符号を付すのが正則であり、甲本簡4の場合は変則と見ることになる。一方、乙本簡4では「^𠂔」と「人」との間に空白をもつ通常の析書で表記

されており、甲本との間に継承関係は認められない（末尾「図6」参照）。

甲本簡4の「^𠂔」に合文符号が付されていない理由については、甲本の書写者が合文符号を書き落とした可能性も考慮されよう。ただし、李守奎・曲冰・孫偉龍編著『上海博物館藏戰国楚竹書（一—五）文字篇』（作家出版社、二〇〇七年）によって上博楚簡における「一人」の表記傾向を調査すると、合文一例（『曹沫之陳』簡26）に対して、字間を空けた通常の析書は五例（『緇衣』簡8／『從政甲篇』簡3・簡4／『容成氏』簡48／『東大王泊旱』簡14）であり、「一人」の合文表記は、必ずしも大勢を占めるものではなかったことがうかがわれる。

こうした状況を踏まえれば、むしろ甲本簡4の変則は、通常の析書で表記された親本の「一人」を甲本の書き手が合文と誤解して密着させ、その直後に析書であることに気づいて合文符号を付さなかったために生じた可能性が高いであろう。そしてその誤解は、親本の析書「一人」の字間が比較的狭かったことに起因すると考えられる。

以上のごとく、本章の検討結果はいずれも系譜（Ⅰ）に対する反証と見なされ、少なくとも甲本が乙本の親本であることを積極的に裏付ける根拠は見いだし難いことが明らかとなる。

四、『君人者何必安哉(甲本・乙本)』の系譜関係(二)

それでは、逆に乙本が甲本の親本であるとする系譜(Ⅱ)の可能性はどうであろうか。乙本には、誤写と断定し得るような本文の異同は見いだされないが、他の楚簡には例を見ない異体字が散見される(末尾「図7」参照)。甲本ではこれらの文字はいずれも楚簡習見の形体で書写されており、乙本との直接的な交渉をうかがわせる形跡は認められない。

上述のとおり、甲本にも楚簡習見の形体とは異なる異体字が見いだされたわけであるが、それらはまったくの訛体と断定し得るものではなかった。これに対して乙本に見える異体字の大部分は、訛体に属するものと見なされる。こうした状況は、乙本の書き手の文字に対する習熟度が、甲本の書き手よりも不十分なものであったことを物語っている。

また前章での「一人」の合文表記に関する検討によれば、甲本の親本は字間が比較的狭い析書であった可能性が高く、乙本のような明瞭な析書を合文に見誤ったとの想定は困難であろう。したがって系譜(Ⅱ)についても、それを積極的に裏付ける根拠は見いだし難いのである。

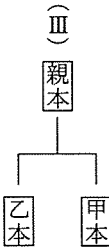
ところで、前章および本章の検討においては、主として両本の訛誤に注目したわけであるが、ここで留意されるのは、書写にあたつて書き手が親本の本文に修訂を加える可能性である。仮にこの点を考慮に入れるとすれば、(Ⅰ)や(Ⅱ)における訛誤の継承関係の有無は、必ずしも両者の系譜の妥当性を判定する根拠とは見なしがたいこととなる。

しかしその可能性は、以下の理由からきわめて低いと見なすことができる。例えば(Ⅰ)のように甲本が乙本の親本であるとすれば、乙本の書き手は甲本の誤写や楚簡習見の文字とは異なる文字について修訂を加えつつ書写を進めたことになる。しかし乙本には、文字や書法に対する書き手の習熟度の低さを如実に示す訛体が随所に散見され、はたして乙本の書き手が親本である甲本に対して、そのような修訂を加えることが可能であったかについては、大いに疑問が残る。とくに誤写と見なされる甲本の「之」字を「先」字に修正することなど、誤写のない別のテキストを参照しない限り、おそらく不可能であろう。

そして同様な状況は(Ⅱ)においても指摘される。乙本が甲本の親本であるとすれば、甲本の書き手は、乙本の随所に散在する訛体の一つ一つについて注意深く修正

を加えたことになる。しかし、その一方で「先」字を「之」字に誤写したり、析書で表記された「一人」を合文のように表記するといった、不注意による異同を生じているのである。

そもそも訛誤を含むテキストに修訂を加え、より純度の高いテキストを作成するためには、文字書写のみならず内容にも精通した高度な学力が必要とされる。文字や書法に未熟な書き手が、親本の訛誤を修正する一方で新たな訛誤を発生させたとの状況設定はきわめて不自然である。したがって、甲本と乙本との間に（Ⅰ）あるいは（Ⅱ）のごとき直系の親子関係を想定することは困難であり、第二章において指摘した両者の緊密な関係を考慮すれば、甲乙両本は、以下に示す系譜（Ⅲ）のような、共通の親本をもつ兄弟の関係にあると見るのが最も穏当であると考えられる。



この結論が妥当であるとすれば、なぜ共通の親本から、稚拙性を帯びた特殊字体をもち、誤写や訛誤を含む粗悪

な二種のテキストが作成されたのかとの新たな疑問が提起される。そしてこの点についても、上述した仮説を適用することにより、甲乙両本は共通の親本、すなわち手本となる課本簡にもとづく習字簡であるとの整合的な解答を導くことができる。次章では、さらに甲乙両本における書写の実態から、両者を習字簡と見なすことの妥当性を検証してみよう。

五、『君人者何必安哉（甲本・乙本）』における書写の実態

甲乙両本には、重ね書きや別筆など、整写されたテキストには見いだし難い特殊な現象が認められる。本章ではそれらについて、実例を示しつつ分析を加えてみたい。

【図Ⅰ】に挙げた諸例は、一旦書いた文字の上から重ね書きし、修正を加えたと見なされるものである。その理由として、筆画が細すぎたために重ね書きによって太くした、あるいは点画の長さや方向を重ね書きによって修正したなどの要因が考慮される。こうした例は、他の整写簡には見いだし難い特異な現象であり、書き手がいまだ文字に習熟していない段階にあったことを物語っている。

〔図Ⅰ〕重ね書き

甲 1-28 「雨」



甲 5-18~20 「王龍其」



乙 6-25 「人」



〔図Ⅱ〕別筆・甲本（簡5）



前半・書風A

後半・書風B

次は、甲乙両本に認められる別筆の混在現象である。

まず甲本で注目されるのは、〔図Ⅱ〕に掲げたように簡5の前半と後半との間に書風の相違が認められる点である。便宜上、前半を書風A、後半を書風Bとしその特徴

をまとめると以下の通りである。

書風A……全体的に細身の筆画をもち、書風Bに比べて肥瘦差が少ない。具体的な字例では、「不」

字（前から七字目）の斜めに交差する左右の点画の角度が広く長さが短い点が比較のポイントとなる。

書風B……全体的に弾力的な筆画をもち、書風Aに比べて肥瘦差が大きい。具体的な字例では、「不」字（後ろから四字目）の斜めに交差する左右の点画の角度が狭く長さが長い点が比較のポイントとなる。

これにもとづき甲本の他の竹簡を分析すると、書風Aは簡1～簡4および簡7後半・簡8・簡9の書風と合致し、書風Bは簡6・簡7前半と合致している。こうした書風の分布状況を踏まえれば、書風Aと書風Bとは書き手の相違に対応し、まず書風Aの書き手が簡1から簡5前半までを書写し、簡5後半から簡7前半までは書風Bの書き手が交替し、最後の簡7後半から簡9までを再び書風Aの書き手が書写したものと推測される。

次に乙本の例として、「図Ⅲ」に同一語句「者可必安才」および同一文字「不」の別筆を対照して掲げ、便宜上、前者を書風C、後者を書風Dとし、それぞれの特徴をまとめると以下の通りである。

書風C……全体的に縦長な筆画をもち、書風Dに比べて肥瘦差が少ない。具体的な字例では、「不」字の縦画が斜めに交差する部分の上に出ない点が比較のポイントとなる。

書風D……全体的に弾力的な筆画をもち、書風Cに比べて肥瘦差が大きい。具体的な字例では、「不」字の縦画が斜めに交差する部分の上に突き出る点が比較のポイントとなる。

これにもとづき乙本の他の竹簡を分析すると、書風Cは簡1～簡4および簡6・簡8の書風と合致し、後半の書風Dは簡5・簡7・簡9と合致している。こうした書風の分布状況を踏まえれば、書風Cと書風Dとは書き手の相違に対応し、まず書風Cの書き手が前半の簡1から簡4までを書写し、後半は書風Dの書き手が簡5・簡7・簡9、書風Cの書き手が簡6・簡8と交互に書写したものと推測される。

このように甲乙両本には、二人の書き手が同一簡の途中で交替したり、あるいは簡ごとに交互に分担したりといった複雑な書写形態が認められる。同一篇内における別筆現象は『周易』や『鮑叔牙與隰朋之諫』『競建内之』などにも見えるが、これらはいずれも竹簡の汚損や缺失

〔図Ⅲ〕別筆・乙本

書風C

乙8-14-18「者可必安才」



乙3-11「不」



乙4-19「不」



書風D

乙9-15-19「者可必安才」



乙6-2「不」



乙7-4「不」



などによって生じた当該テキストの故障に対して後補を加えたものと推測される。これに対して、甲乙両本の場合には後補と見ることは困難であり、しかも同一の親本をもつ兄弟の系譜関係にある両者に共通して別筆現象が認められることは、こうした複数（二人）の書き手による分担書写という形態が、ひとつの方式として存在したことを示唆する（注6）。

別筆の分析を通して明らかとなった、甲乙両本に認め

られる分担書写の形態は、おそらく教学の場における複数の学習者の存在と共同体制による学書の実態とを物語るものであろう。

六、『君人者何必安哉（甲本・乙本）』の性格

本稿では、上博楚簡に見える同一内容をもつ二種のテキストと稚拙性を帯びた特殊字体簡との関係について、

『君人者何必安哉(甲本・乙本)』を中心に検討を加えた。その結果は以下の三点にまとめることができる。

(一) 甲乙両本は同形式・同枚数の竹簡に書写されており、本文・字体の両面において顕著な共通性が認められる。

(二) 甲乙両本にはそれぞれ独自の誤写や異体字が見いだされ、共通の親本をもつ兄弟の系譜関係が想定される。

(三) 甲乙両本には、重ね書きによる文字の修正や、二人の書き手による相互分担など、通常の整写簡とは異なる書写形態が認められる。

これらはいずれも甲乙両本が、同一の親本(課本)にもとづく習字簡であることを傍証するものであり、第一章で提起した筆者の仮説は、少なくとも『君人者何必安哉(甲本・乙本)』に関する限り、ほぼ立証し得たのではないかと思われる。

『国語』楚語上には、莊王の太子の教育係に任命された士亶に太子教育の方策を尋ねられた申叔時が、「春秋」「世」「詩」「礼」「楽」「令」「語」「故志」「訓典」の九種の科目を挙げて、個々にその教育目的を明らかにした

記述が見える。

莊王使士亶傳太子箴、……王卒使傳之、問於申叔時。叔時曰、教之春秋、而爲之饗善、而抑惡焉、以戒勸其心。教之世、而爲之昭明德、而廢幽昏焉、以休懼其動。教之詩、而爲之導廣顯德、以耀明其志。教之禮、使知上下之則。教之樂、以疏其穢、而鎮其浮。教之令、使訪物官。教之語、使明其德、而知先王之務、用明德於民也。教之故志、使知廢興者、而戒懼焉。教之訓典、使知族類、行比義焉。

陳偉氏は『昭王毀室』『昭王與龔之脾』『東大王泊旱』などの楚王故事を、この九科目のなかの「語」(傍線部)に該当する書籍と見なしている(注7)。湯淺邦弘氏が指摘するように、「語」に属するか否かについての判断はしばらく保留するとしても、これらの楚王故事の読者として最もふさわしいのは、楚の王や貴族、さらに将来国政を担う太子や貴族の子弟たちであることは、おそらく異論のないところであろう(注8)。そして、楚王故事のもつこうした教学書的人格と、本稿における検討結果とを考え合わせれば、『君人者何必安哉(甲本・乙本)』は、楚の王族あるいは貴族の子弟の手になる習字簡であった可能性

が指摘される(注9)。

そしてこの推測に大過なければ、『君人者何必安哉(甲本・乙本)』との関連から、楚王故事に属する他の『昭王毀室・昭王與龔之牌』『東大王泊旱』『莊王既成・申公臣靈王』『平王問鄭寿・平王与王子木』『鄭子家喪』のみならずA・Bグループに属する楚王故事以外の『慎子曰恭儉』『用曰』『天子建州(甲本・乙本)』『凡物流形(甲本・乙本)』などについても、教学書あるいは習字簡としての性格を有した可能性が生じることとなる。

さらに、上博楚簡が同一墓からの出土であるとの前提に立てば、上博楚簡の全体が、教学書あるいは習字簡で構成された資料群であった可能性も考慮されよう。先に引用した『国語』楚語上に記された九種の科目領域は、学芸にかかわる多様な書籍で構成される上博楚簡の特異性に対しても、一定の整合的な理解を可能にするのではないだろうか。

今後はこうした見通しのもとに、A・Bグループの他の資料について詳細な分析を試み、特殊字体簡の実態を解明していく必要がある。本稿は、言わばその一連の検証作業の第一歩をなすに過ぎない。

注

(1) 馬承源主編『上海博物館藏戰國楚竹書(六)』(上海古籍出版社、二〇〇七年)、同『上海博物館藏戰國楚竹書(七)』

(上海古籍出版社、二〇〇八年)

(2) 現在までに刊行されている第一分冊から第七分冊までのうち、甲・乙の表示をもつ文献には、これら以外に『從政(甲篇・乙篇)』(第二分冊)、『武王踐阼(甲本・乙本)』(第七分冊)がある。しかし、『從政』は甲篇と乙篇との間に内容の重複がなく、字体・形制の共通性から、両者は一篇の書籍と見なされる。また、『武王踐阼』は甲本と乙本との間に内容面で大きな異同があり、両者は系列の異なる別本と見なされる。以上の理由から、『從政(甲篇・乙篇)』『武王踐阼(甲本・乙本)』は検討の対象に含めなかった。

(3) ここで武威漢簡『儀礼』について、言及しておきたい。当該資料は甲本・乙本・丙本の三種からなり、甲本が「士相見之礼第三」「服伝第八」「特性第十」「少牢第十一」「有司第十二」「燕礼第十三」「泰射第十四」の七篇(木簡三百九十八枚)、乙本が「服伝第八」一篇(木簡三十七枚)、丙本が「喪服」一篇(竹簡三十四枚)で構成され、いずれもきわめて謹直な漢隸で書写されている。甲乙両本に重出する「服伝第八」が例外的に生じた重複であるのか、それと

も同一の内容をもつ三種の『儀礼』テキストが副葬されたことを意味するのにかについては、なお慎重な検討が必要である。仮に後者であれば、武威漢簡『儀礼』は同一墓に同じ内容をもつ複数のテキストが副葬された例となる。その場合、同出の木簡の分析により、墓主は生前、郡学にかかわりをもつ礼経伝授の専門家であったと推定されることは、後述する筆者の仮説との関連から注目に値する。

(4) 以下における分析は、馬承源主編『上海博物館藏战国楚竹書(七)』(上海古籍出版社、二〇〇八年)所収『君人者何必安哉(甲本・乙本)』(「积文考釈」は濮茅左氏)にもとづき、引用は便宜上、通行の字体にしたがった。

(5) 復旦大学出土文献与古文字研究中心研究生讀書会(『上博七・君人者何必安哉』校読)程勝軒執筆(復旦大学出土文献与古文字研究中心網站、二〇〇八年十二月三十一日)注「14」

(6) 李松儒『《凡物流形》甲乙本字跡研究』(武漢大学簡帛研究中心「簡帛網」、二〇〇九年六月五日)は、『凡物流形(甲本)』には二種の字体が認められ、二人の書き手によって書写されたものであることを指摘している。本稿第一章で述べたように『凡物流形(甲本)』は特殊字体簡からなるBグループに属し、当該テキストにも二人の書き手による分担書写という現象を認め得ることが知られる。この問題につ

いては、あらためてBグループ全体を対象に総合的な分析を試みる予定である。

(7) 陳偉『《昭王毀室》等三篇的幾個問題』(『出土文獻研究』第七輯、上海古籍出版社、二〇〇五年)

(8) 湯淺邦弘「語り継がれる先王の故事——『昭王與龔之脾』——」(『中国研究集刊』第四十号、二〇〇六年、湯淺邦弘編『上博楚簡研究』(汲古書院、二〇〇七年)再収)

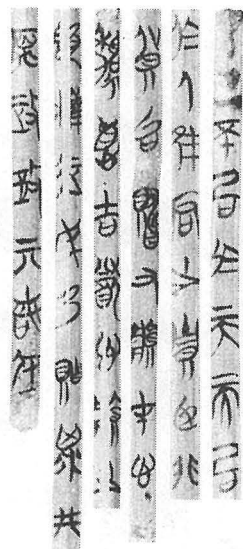
(9) 戦国期の王や貴族たちにとって、文字の読み書きが必須の教養であったことは言を俟たず、そのための学習の中心として、課本となるテキストの書写が重要な位置を占めたことは想像に難くない。とくに基礎的な文字の習得がなされた次の段階の学習として、為政者としての心得や教養に資する書物の書写は、内容理解と学書との両面から最も有効な方法であったと考えられる。時代状況や想定される書き手の身分階層が大きく異なるため、単純に結びつけることは危険であるが、こうした学書の伝統を具体的に示す事例として、一九九四年に吐魯番のアスターナ古墳群から出土した『論語鄭氏注』残巻を挙げることができよう。この残巻は末尾に記された題記から、唐の景龍四年(七一〇)に十二歳の私学生ト天寿の書写にかかることが知られる。

〔付記〕

本稿は、平成二十一年度科学研究費補助金（基盤研究（C））「戦国簡牘文字の地域差に関する基礎的研究」（課題番号20520386）による研究成果の一部である。

〔図1〕 稚拙性を帯びた特殊字体簡の例

『用目』簡13（第六分冊所収）



『天子建州（乙本）』簡1（第六分冊所収）



『凡物流形(甲本)』簡5 (第七分冊所収)

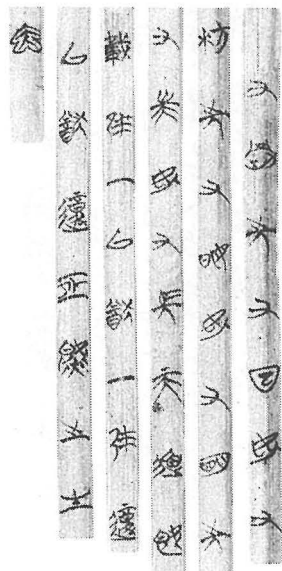


〔図2〕習熟した書き手によると見られる整写簡の例

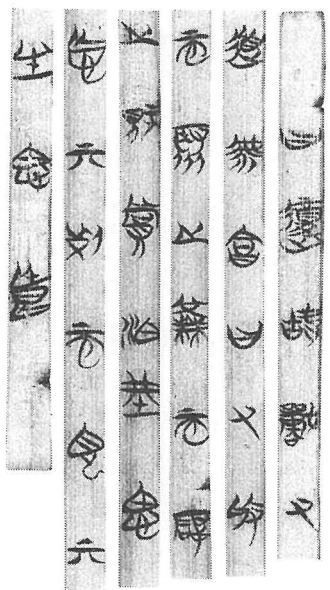
『容成氏』簡25 (第二分冊所収)



『互先』簡9 (第三分冊所収)



『曹沫之陳』簡54 (第四分冊所収)



〔圖3〕 甲乙兩本に共通する異体字例（算用数字は簡号・字号を示す）

字例	樂	者	珪
甲本	 5-02	 8-22	 3-24
乙本	 4-30	 8-14	 3-22
常用体	 乙 5-21	 甲 9-19	 魯 2-22

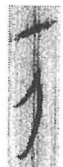
〔圖4〕 甲本と乙本との本文（文字）の異同

甲本	乙本
 語之 王 5-09	 語先 王 5-05

【図5】 甲本の異体字例

字例	邦	魂	萬
甲本	 6-14	 7-17	 9-03
乙本	 6-11	 7-07	 8-22

【図6】 簡4「一人」の形体

字例	一人
甲本	 4-12/13
乙本	 4-15/16

〔図7〕 乙本の異体字例

軌	必	祭	飢	中	字例
					甲本
9-13	8-24	5-21	2-26	2-24	
					乙本
9-09	8-16	5-16	2-25	2-23	
中央部「日」を「田」に作る	下部の点画を左方向に払う	支の上下分断	食偏下部「匕」を「y」に作る	中央部「口」を「日」に作る	乙本訛体